

議案第 33 号

田川市国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 12 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、国民健康保険制度が都道府県化されたことに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

田川市国民健康保険財政安定化基金条例（平成5年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「介護納付金」を「国民健康保険事業費納付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。